

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

柳田 由紀子  
神島 由紀子  
坪井 照子  
尾関 厚子  
太田 秀子  
太田 昌国  
藤川 利子  
金成 ハツエ  
落合 ヒデ  
森 總子

### 2 請求書の提出

平成28年11月30日

### 3 請求の要旨（措置請求書原文のまま）

西東京市のごみ処理を行っている一部事務組合柳泉園組合において、ごみ処理の本体業務であるクリーンポートの運営管理を長期包括契約で行い、西東京市が長期に渡り、負担金を支出することは、西東京市の公金の違法かつ不当な支出に該当する。不当な公金支出をやめるよう地方自治法第242条第1項に基づき住民監査請求を行うものである。

## 第2 審査の結果

### 1 結果

本件措置請求を却下する。

### 2 理由

本件請求の趣旨は必ずしも明確ではないが、措置請求書及び請求人から提出された事実証明書を総合的に勘案すると、柳泉園組合がクリーンポートの運営管理を15年間の長期にわたって民間に委託する契約（以下「本件委託契約」という。）を締結することにより、西東京市はその委託料の一部を15年間という長期にわたり負担する義務を負うことになり、そのことは西東京市第2次環境基本計画が5年後を目途に見直しを予定していることとそごが生じることになり、また、市長、市議会議員の任期が4年であることから不当であると考え、当該支出義務を負担する行為の防止を求めるものであると理解される。

柳泉園組合と西東京市は別個独立の法人格を有する地方公共団体であり、柳泉園組合が本件委託契約に基づく債務について債務負担行為を設定して

も、それは、柳泉園組合における予算上の問題であり、そのことが直ちに西東京市に債務負担の義務を課したり、特定の予算上の措置を講ずることを義務づけることにはならない。このことについて職権によって調査するも、西東京市が長期にわたってその委託料の一部を負担する義務を負うことになる財務会計行為がなされたとの事実は見いだせない。また、柳泉園組合規約第 14 条によれば、西東京市が柳泉園組合に支払う負担金は、毎年度柳泉園組合議会が議決するところによるものとされている。

なお、住民監査請求においては、当該財務会計行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にもその防止を求めることができるが、そのことを証する書面は提出されていない。

よって、本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。